

# つくばみらい市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月10日（火）午後1時30分から午後2時10分まで

2. 開催場所 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席者

農業委員（10人）

会 長	5 番	中 山	雅 史
会長職務代理	4 番	岡 野	幸 雄
委 員	1 番	中 山	一 徳
委 員	2 番	古 谷	幸 保
委 員	3 番	菊 地	典 夫
委 員	6 番	中 山	茂
委 員	7 番	文 藏	雄 嗣
委 員	8 番	仲 井	一 人
委 員	9 番	山 中	正 市
委 員	10 番	中 山	和 広

農業委員会事務局職員（3人）

事 務 局 長	大久保 慎太郎
事務局長補佐	高 津 知 明
係 長	飯 山 克 彦

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第3号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第4号	非農地証明発行可否について
議案第5号	現況証明発行可否について
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

## 7. 会議の概要

### 1. 事務局（大久保事務局長）

定刻となりました。ただいまから令和8年3月のつくばみらい市農業委員会総会を開会します。

皆様にお願いがございます。携帯電話は、電源を切るか、マナーモードに切り替えますようお願いいたします。

早速、総会の議事日程により進めさせていただきます。議事日程の2番「会長挨拶」中山会長よりご挨拶いただきます。中山会長よろしくをお願いいたします。

### 1. 議長（中山会長）

大変お忙しい中、3月の定例総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

先日の旅行大変ご苦労様でした。

少しずつ暖かくなってきて、水稻作付けの準備も始まってきているかと思います。季節の変わり目ですので、体調管理には十分注意をして、仕事に励んでもらいたいと思います。

また、今月の総会は、令和7年度最後の総会となります。この1年間、皆さんには、大変なご尽力をいただきまして、改めまして感謝を申し上げたいと思います。

来年度も、より一層充実した総会の議案に対する審議、農地利用最適化の積極的な推進を図っていきたくと思いますので、引き続きのご尽力をお願いいたします。

最後になりますが、本日の総会は、議案6件と報告事項3件となっています。

皆様方の慎重な審議をお願いして、簡単ですが挨拶といたします。よろしく申し上げます。

### 1. 事務局（大久保事務局長）

ありがとうございました。本日の出席委員は農業委員10名全員出席でございます。委員の出席人数が定足数に達していますので会議は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は中山会長をお願いいたします。

## 1. 議 長（中山会長）

それでは、暫時議事を進めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

まず、議事日程の3番「議事録署名委員の選出」でございますが、私議長の方にご一任していただくことにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

## 1. 議 長（中山会長）

ありがとうございます。異議なしの声がございましたので異議なしと認め、早速指名させていただきます。議事録署名委員は、7番文蔵委員、8番仲井委員の2名にお願いしたいと思います。書記は事務局でお願いします。

それでは、議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長）

議案第1号「農地法第3条の規定による賃借権設定の許可について」をご説明いたします。今月の農地法第3条の規定による賃借権設定の許可申請は12件となっております。1ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■m<sup>2</sup>、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■■m<sup>2</sup>、合計2筆、■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、合計2筆、■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■m<sup>2</sup>、合計2筆、■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号5番、申請地は、■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■■■■■■■m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号6番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、合計2筆、[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号7番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号8番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、合計2筆、[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号9番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号10番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、合計2筆、[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号11番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

続きまして受付番号12番、申請地は、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、[ ]字[ ]番、地目は登記、現況とも田、面積は[ ]m<sup>2</sup>、合計2筆、[ ]m<sup>2</sup>の小作地、契約内容は賃借権設定となっております。

農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。

説明は以上です。

## 1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。6番中山茂委員よりお願いします。

### 1. 中山茂委員

3月3日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

当日は、中山会長、岡野会長職務代理者、文蔵委員、私、事務局からは大久保事務局長の5名で書類審査、現地調査を行いました。

受付番号1番から12番は譲受人が同一の為、一括して説明いたします。地図は4、5ページになります。

申請地は、■■■■の■■■側、■■■側、■■■側になります。現地は、耕作されている状態でした。

申請者は、自作地と借入地あわせて約4,289アールを耕作しております。

本申請は、試験研究用の圃場として使用するための賃借権設定となっております。

賃借権設定期間は、受付番号1番から受付番号11番までは、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、受付番号12番は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間となっております。

以上のことから、受付番号1番から受付番号12番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われま。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第1号受付番号1番から受付番号12番は譲受人が同一のため一括して審議いたします。受付番号1番から受付番号12番についてご質問のある方は挙手願います。  
(挙手なし)

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

#### 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

#### 1. 議長（中山会長）

続いて議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

## 1. 事務局（大久保事務局長）

議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請は1件となっております。6ページをご覧ください。

受付番号1番、申請理由は、当初計画者が令和7年5月12日付、みらい農委指令第14号をもって自己住宅の許可を受けましたが、自己住宅の建築ができなくなったため、承継を伴う事業計画変更をするための申請になります。

申請地は、■■■■字■■■■番■■■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

## 1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。7番文蔵委員よりお願いします。

## 1. 文蔵委員

3月3日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は7ページになります。

申請地は、■■■■の■■■■側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

先程、事務局から説明がありましたとおり、令和7年5月12日付で自己住宅の許可を受けましたが、当初事業者が建築することができなくなったため、承継者が自己住宅を建築するため、承継を伴う事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、受付番号1番につきましては、承認しても差し支えないと思われま

す。

各委員のご審議をお願いいたします。

## 1. 議長（中山会長）



## 1. 議長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思います。7番文蔵委員よりお願いします。

### 1. 文蔵委員

3月3日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は9ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

受付番号2番、地図は10ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「[REDACTED]」、「[REDACTED]」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、[REDACTED]㎡を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

受付番号3番、地図は11ページになります。

申請地は、[REDACTED]の[REDACTED]側になります。現地は、草刈等がされており、きれいに管理されている状態でした。

申請地の農地区分は、水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請地からおおむね500メートル以内に、「                    」、「                    」があることから第3種農地と判断いたします。

申請者は、申請地1筆、          m<sup>2</sup>、宅地1筆、          m<sup>2</sup>、合計2筆、          m<sup>2</sup>を利用し、自己住宅を建築する計画となっております。

資金計画については、融資資金で賄い、関係法令との調整も行っており、自己住宅を建築するための許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。それでは現地確認及び書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第3号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。採決の結果、全員賛成により、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 1 議 長（中山会長）

続いて、議案第4号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

### 1. 事務局（大久保事務局長）

議案第4号「非農地証明発行可否について」をご説明いたします。今月の非農地証明願は4件となっております。12ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、田、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号2番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号3番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、畑、現況、宅地、面積は■■■■㎡でございます。

続きまして受付番号4番、申請地は、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■㎡、■■■■字■■■■番■■、地目は登記、現況とも畑、面積は■■■■㎡、合計4筆、■■■■㎡でございます。

説明は以上です。

## 1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。4番岡野会長職務代理者よりお願いします。

### 1. 岡野会長職務代理者

3月3日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

メンバーは、先程、議案第1号で中山茂委員から報告のあったメンバーと同じになります。

受付番号1番、地図は13ページになります。

申請地は、■■■■の■■側になります。

今回提出されました受付番号1番につきましては、現地調査、申請書類等の審査をしたところ、平成17年11月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号2番、地図は14ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側になります。

今回提出されました受付番号2番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、申請地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

続きまして受付番号3番、地図は15ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側になります。

今回提出されました受付番号3番につきましては、現地調査、申請書類等の審査をしたところ、平成17年11月以前から宅地として使用されておりました。

続きまして受付番号4番、地図は16ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側になります。

今回提出されました受付番号4番につきましては、申請書類等の審査、現地調査をしたところ、申請地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

以上のことから、受付番号1番から受付番号4番につきましては、関係法令との調整も行っており、茨城県が発行している農地法関係 事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えますので、非農地証明を発行しても差し支えないと思われまます。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議 長（中山会長）

ありがとうございました。現地調査、書類審査の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第4号受付番号1番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号2番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号3番についてご質問のある方、挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので、受付番号4番についてご質問のある方、挙手願います。  
（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。  
議案第4号について、非農地証明を発行することに賛成の方の挙手を求めます。  
（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第4号は原案のとおり非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（中山会長）

続いて、議案第5号「現況証明発行可否について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

1. 事務局（大久保事務局長）

議案第5号「現況証明発行可否について」をご説明いたします。今月の現況証明願は1件となっております。17ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地は、■■■■字■■■■■■■■■■番、地目は登記、現況とも田、面積は■■■■m<sup>2</sup>でございます。

説明は以上です。

1. 議 長（中山会長）

事務局の説明が終わりましたので、続いて現地確認及び書類審査の結果を報告いただきたいと思っております。6番中山茂委員よりお願いします。

1. 中山茂委員

3月3日、午前8時40分から行った現地調査、書類審査結果について報告いたします。

受付番号1番、地図は18ページになります。

申請地は、■■■■■■■■■■の■■■■側になります。

証明を必要とする理由は、地目変更登記のためとなっております。

以上のことから、今回提出されました受付番号1番につきましては、関係法令との調整も行っており、現在、畑として使用されている状況でしたので、現況証明を発行しても差し支えないと思われれます。

各委員のご審議をお願いいたします。

#### 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。書類審査及び現地確認の結果報告が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号受付番号1番についてご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、現況証明を発行することに賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

#### 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により、議案第5号は原案のとおり現況証明を発行することに決定いたしました。

#### 1. 議長（中山会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

#### 1. 事務局（大久保事務局長）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について」を説明します。19ページの農用地利用集積等促進計画案総括表によりご説明いたします。

新規案件といたしまして、田が92筆で、195,505㎡、畑が17筆で、27,567㎡、合計109筆、223,072㎡です。貸し手が44人で、借り手が17人となります。

次に更新案件ですが、田が4筆で、5,686㎡、畑が1筆で、866㎡、合計5筆、

6, 552㎡です。貸し手が3人で、借り手が2人となります。

合計では、田が96筆で、201, 191㎡、畑が18筆で、28, 433㎡、合計114筆、229, 624㎡です。貸し手が47人で、借り手が19人となります。

権利の設定開始は、令和8年5月1日からとなります。

詳細につきましては、20ページから25ページの農用地利用集積等促進計画（案）をご覧ください。こちらにつきましては、市から意見を求められているものでございます。

説明は以上です。

#### 1. 議長（中山会長）

事務局説明が終わりましたので、これより一括して審議を進めてまいります。24ページの受付番号81番から受付番号108番は4番岡野会長職務代理者、受付番号109は3番菊地委員、受付番号110番から受付番号114番は6番中山茂委員が議事参与の制限となっております。したがって、4つに分けて審議を進めてまいります。

まず、受付番号1番から受付番号80番について審議いたします。ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

#### 1. 議長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号1番から受付番号80番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

#### 1. 議長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号1番から受付番号80番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 1. 議長（中山会長）

続いて、受付番号81番から受付番号108番について審議いたします。4番岡野会長職務代理者の退席をお願いします。

（岡野会長職務代理者退席）

#### 1. 議長（中山会長）

それでは審議します。受付番号 81 番から受付番号 108 番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

#### 1. 議長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第 6 号の受付番号 81 番から受付番号 108 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 1. 議長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 6 号の受付番号 81 番から受付番号 108 番については原案のとおり承認することに決定いたしました。岡野会長職務代理者の復席をお願いします。

(岡野会長職務代理者復席)

#### 1. 議長 (中山会長)

続いて、受付番号 109 番について審議いたします。3 番菊地委員の退席をお願いします。

(菊地委員退席)

#### 1. 議長 (中山会長)

それでは審議します。受付番号 109 番について、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手なし)

#### 1. 議長 (中山会長)

質問がないようですので採決いたします。議案第 6 号の受付番号 109 番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 1. 議長 (中山会長)

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第 6 号の受付番号 109 番については原案のとおり承認することに決定いたしました。菊地委員の復席をお願いします。

(菊地委員復席)

1. 議 長（中山会長）

続いて、受付番号110番から受付番号114番について審議いたします。6番中山茂委員の退席をお願いします。

（中山茂委員退席）

1. 議 長（中山会長）

それでは審議します。受付番号110番から受付番号114番について、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（中山会長）

質問がないようですので採決いたします。議案第6号の受付番号110番から受付番号114番について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（中山会長）

はい、ありがとうございます。全員賛成により議案第6号の受付番号110番から受付番号114番については原案のとおり承認することに決定いたしました。中山茂委員の復席をお願いします。

（中山茂委員復席）

1. 議 長（中山会長）

以上審議の結果、議案第6号は全て原案のとおり承認することに決定いたしました。資料の（案）を削除をお願いします。

1. 議 長（中山会長）

議案は以上でございます。続いて、報告事項に入ります。報告事項3件について一括して事務局より報告願います。

1. 事務局（飯山係長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。議案書は26ページをご覧ください。

今回の転用届出に対する専決処分は、みらい平地区が1件となります。

申請理由は、自己住宅建築のための所有権移転が1件となっております。

続きまして、報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」をご報告します。議案書は27ページから29ページをご覧ください。

今回の合意解約は10件となります。

解約理由は、土地所有者本人が自作するためのものが1件、耕作者変更のためのものが4件、中間管理事業に変更するためのものが5件となっております。

続きまして、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」をご報告します。議案書は30ページになります。

今回の移動届は1件となります。

申請理由は、中通川改良事業に伴う福新橋の架け替えのための迂回路として使用するのためのものが1件となっております。

報告は以上です。

## 1. 議長（中山会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議案は、すべて終了しました。

これで、3月定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

（全員挙手）

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名押印する。

令和8年3月10日

つくばみらい市農業委員会

議 長

印

議事録署名委員

㊟

議事録署名委員

㊟